



**北方町配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画**



**平成31年3月
北方町**



「パープル・リボンプロジェクト」とは

パープル・リボンプロジェクトとは、国際的な女性に対する暴力根絶運動で、内閣府・厚生労働省も後援しています。

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本的視点	2

第2章 DVの現状

DVの現状	3
-------	---

第3章 計画の内容

計画の体系	6
目標1 暴力を許さない社会づくり	7
目標2 安心して相談できる体制づくり	10
目標3 安全が保障される保護体制づくり	12
目標4 実効性のある自立支援体制づくり	15

資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	17
関係機関連絡先一覧	28

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

配偶者*からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者は罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）の趣旨を踏まえ、北方町においても、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要です。

町は、DV対策を総合的に、かつ、きめ細かく実施していく観点から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）を策定し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいきます。

※ この計画において、「配偶者」とは、DV防止法における定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。また「配偶者からの暴力」は、恋人など親しい男女間の暴力も対象として考えています。

2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に即し、かつ、岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（以下「県計画」という。）を勘案して策定するものであり、北方町男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）の基本目標Ⅲの基本方針1に対応しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度から始め、終期を北方町男女共同参画プランの期間に合わせ、平成36（2024）年度までの6年間とします。ただし、基本方針や県計画等が見直され、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

4 計画の基本的視点

この計画の基本的視点は、以下のとおりとします。

① 被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、この計画を検討します。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討します。

② 関係機関等の連携

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、この計画を検討します。

③ 安全の確保への配慮

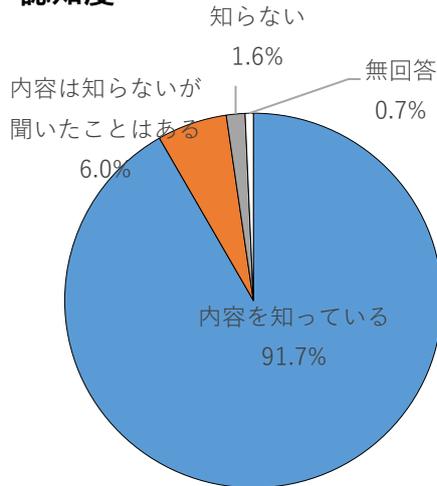
配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな問題となる場合が少なくありません。このため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮します。

第2章 DVの現状

DVの現状

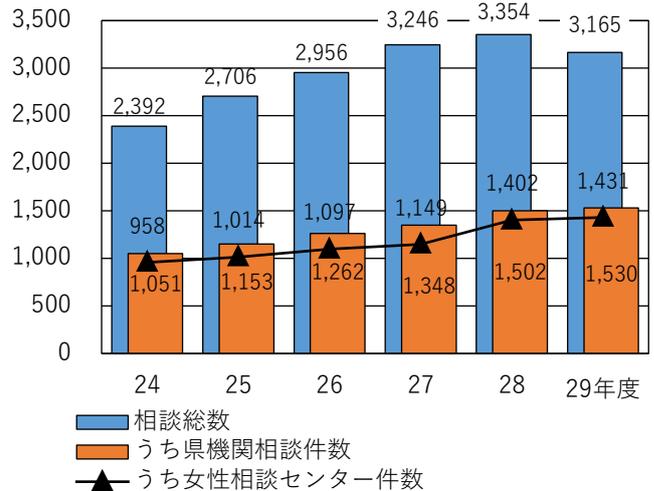
平成29年に岐阜県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を知っていると回答した人の割合は91.7%でDVの認知度は高まってきており、県内相談機関への相談件数も年々増加傾向にあります。

ドメスティック・バイオレンスの認知度



資料：男女共同参画に関する県民意識調査
(平成29年：岐阜県)

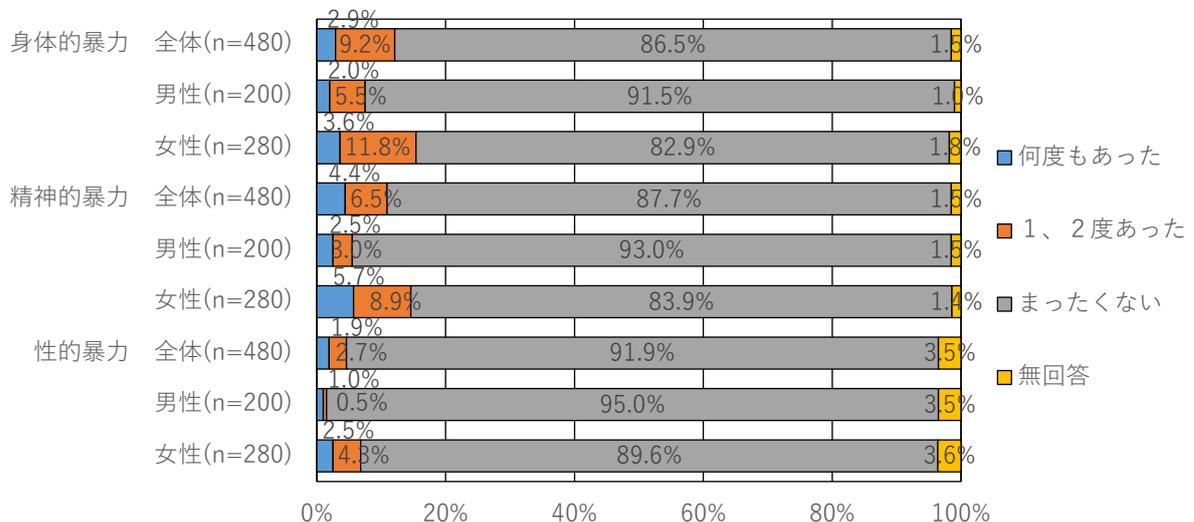
県内相談機関における相談件数



資料：岐阜県子ども家庭課調べ

また、被害経験を暴力の種類別に見ると、身体的暴力では女性が15.4%、男性が7.5%、精神的暴力では女性が14.6%、男性が5.5%、性的暴力では女性が7.3%、男性が1.5%の人が「あった」としています。いずれの種類も、女性が被害経験者となる割合が高くなっています。

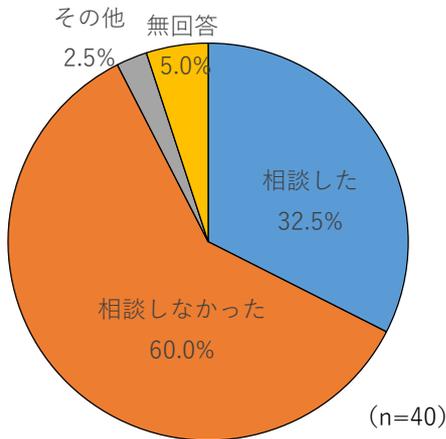
暴力を受けた経験（種類・性別）



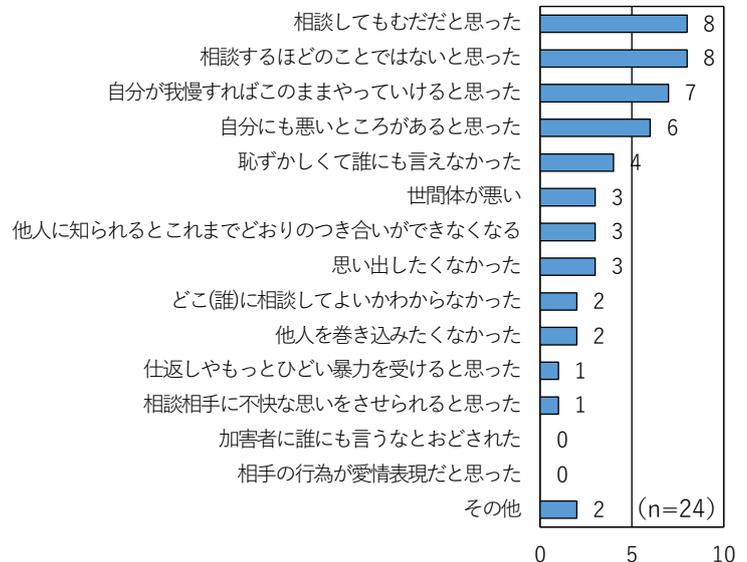
資料：男女共同参画に関する県民意識調査（平成29年：岐阜県）

過去5年間のうちに配偶者から何らかの暴力を受けていても、相談しなかった人は60.0%を占めています。その理由として、「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあると思った」と回答した人が多くなっています。

配偶者から暴力を受けたときに誰かに相談したか



相談しなかった理由

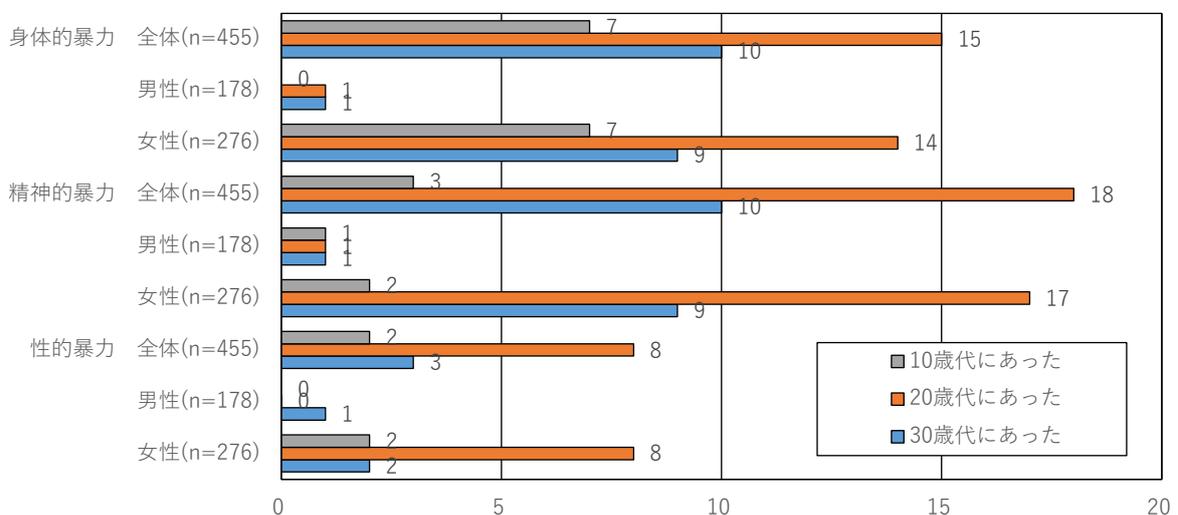


資料：男女共同参画に関する県民意識調査（平成29年：岐阜県）

交際相手からの暴力を受けた経験については、「20歳代にあった」とする女性の割合が高くなっています。

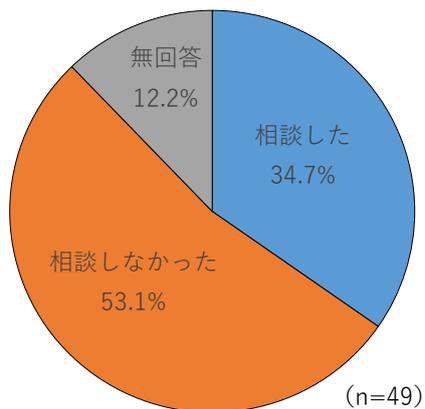
配偶者となった相手以外の交際相手から暴力を受けたことがあったと回答した人のうち、「相談した」人は34.7%、「相談しなかった」人は53.1%で、相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「相談してもむだだと思った」、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」などが挙げられており、配偶者間の暴力と同じような傾向にあります。

交際相手から暴力を受けた経験

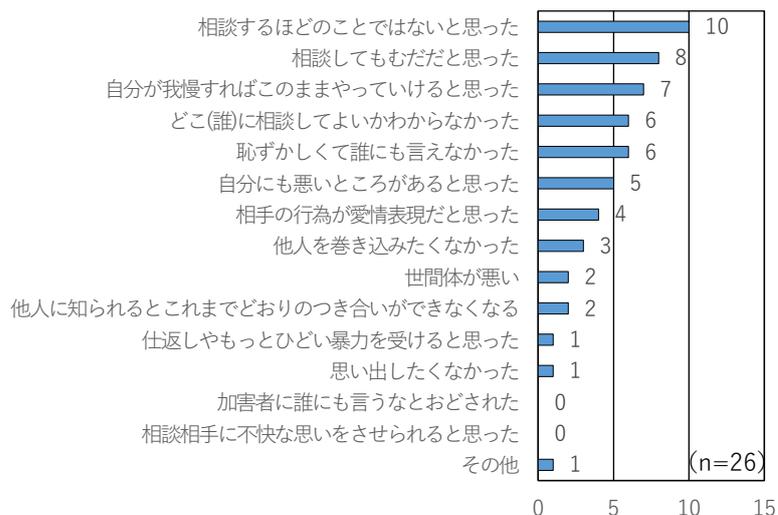


資料：男女共同参画に関する県民意識調査（平成29年：岐阜県）

交際相手から暴力を受けたときに 誰かに相談したか



交際相手から暴力を受けたときに 相談しなかった理由



資料：男女共同参画に関する県民意識調査（平成 29 年：岐阜県）



計画の体系



※ 「性的少数者」とは、同性愛等の性的指向の人や体の性[※]と心の性が一致しない人などのことをいい、総称してLGBT〔Lesbian:女性の同性愛者、Gay:男性の同性愛者、Bisexual:両性愛者、Transgender:体の性と心の性が一致しない人 の頭文字をとった言葉〕と呼ばれることもあります。

目標 1

暴力を許さない社会づくり

DV被害者の多くは女性です。こうした背景の1つには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など男女が置かれている状況や、また、夫が妻に暴力を振るうことについて寛容な考え方、女性を対等なパートナーとして見ない女性差別の意識などに根ざした社会的・構造的な問題があります。

DVは、身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを住民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、男女がともに自己の尊厳を大切にしながら、お互いに一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

施策の方向1 暴力を許さない町民意識の醸成

現状と課題

予防啓発小冊子やリーフレット、相談窓口周知用カードなどを関係施設などへ配布することにより、DVに関する理解促進及び相談窓口の周知に努めています。「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）にあわせて広報紙に記事を掲載するなど、意識醸成のための取組を行っています。

DVという言葉の浸透により、県女性相談センターへの相談件数は、年々増加傾向にあります。しかし、暴力を受けても相談しなかった人が60%、また相談しなかった理由として「相談してもむだだと思った」と回答する人もおり、DVという言葉の認知度が高まっているものの、DVについて正しく理解されているとは言えない状況があります。被害にあっても相談しない人、被害にあっていること自体を認識できていない人がいる状況から、調査で明るみになった以上に潜在的な被害者がいることが推測されます。

DV等をなくすために必要なこととして「相談窓口、保護施設の整備」がありますが、町には専門の窓口がありません。そのため、相談支援体制の整備が課題となっています。

主な取組

■ DVを正しく理解するための広報啓発の充実

- ホームページや広報紙を活用するほか、リーフレットの配布等により、DVが住民に正しく理解されるよう啓発します。
- 学校や保育園、幼稚園、子育て関連施設、自治会、PTAなどの地域社会のあらゆる

る場や、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者などに対して、DVに関する正しい知識や対応方法を普及啓発し、正しい知識が届く環境づくりを進めます。

- 乳幼児健康診査時や、学校、子育て関連施設等においてリーフレットを配布し、各家庭に情報を提供します。

施策の方向2 若年者に向けた予防教育の実施

現状と課題

配偶者間だけでなく、恋人間においてもDVが起きていることが指摘されています。また将来、新たな被害者・加害者を生み出さないためにも、若年者に向けた啓発を推進していくことにより、未然防止に取り組む必要があります。

DVが起きる背景として、性別による固定的な役割分担意識や女性の人権軽視のなごり等の社会的な問題があります。個々の人権を尊重するため、DVや男女共同参画に関する人権教育の推進が必要です。

DVやいじめ、児童虐待などのあらゆる暴力を根絶するためには、命の大切さや暴力をなくそうという意識を高めることが大切です。その大きな力となるのが教育であり、地域や学校、家庭などあらゆる場における教育が重要です。

主な取組

■若年者向け広報啓発の推進

- DV防止のためには、被害者も加害者も生まないという未然防止の視点から、若年者に対してDVを正しく理解してもらうことが重要です。教育委員会と連携しながら、学校等でDVについて学ぶ機会をもってもらうための働きかけをしていきます。
- 若年者向け広報資材の配布等により、効果的な広報啓発を実施します。
- 若年者への教育に携わる者や保護者等がDVの特性や背景を正しく理解するための機会を設け、地域や家庭においても若年者向け広報啓発の推進に対する理解と協力が得られるように働きかけます。

■人権教育の推進

- 自己の尊厳を大切にしながら、お互いを尊重し合う人間関係を構築する力は、人の成長過程において徐々に形成されるものです。さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育み、人権感覚が身に付くよう、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的・継続的に取り組みます。

施策の方向3 加害者対策の推進

現状と課題

DVの問題を解決するためには、被害者を保護し生活再建のための支援を行うことはもとより、加害者自身が暴力から脱却できなければ、再発の危険性や新たな被害者を生み出してしまう可能性があります。

加害者更生については、DVが本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であることを考慮した上で、被害者の安全を高め、また、新たな被害者や加害者を生み出さないことを目的とした未然防止のための取組が必要です。

DV防止法では、「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定を盛り込み、内閣府や一部の自治体、民間支援団体等で取組が行われているところですが、現状では指導方法等が確立していないという課題があります。

主な取組

■加害者を生まない広報啓発の推進

- 加害者の中には、相手に原因があると考えたり、自分自身がDV加害者であるという認識がないことが考えられます。県が作製するポスター等を活用して、DVに対する認識を深め、加害者がDVを自覚できるように啓発します。

■加害者更生のための情報収集

- 加害者更生のための国や県の調査研究や、他の自治体や民間支援団体等における取組についての情報を収集し、今後の対策について検討していきます。



目標 2

安心して相談できる体制づくり

DVは、被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身に有害な影響が及んだりすることがあるにもかかわらず、外部からの発見が困難な個々の家庭内において行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として軽視される傾向にあります。

また、被害者自身も、繰り返し受ける暴力による不安や恐怖等、様々な理由から「自分にも悪いところがあったから」、「自分さえ我慢をすれば」と周囲に助けを求められずに、一人で苦しんでいる状況があります。

被害が深刻になる前に、被害者が、身近な場所で安心して相談でき、かつ、良質な相談や必要な情報が得られる体制づくりを目指します。

施策の方向 1 相談体制の整備と強化

現状と課題

町では、住民の身近な相談窓口として重要な役割を担うため、DVに関する相談窓口を明確にし、安全に諸手続が行えるよう支援体制を整備するほか、県相談機関や他市町村、支援団体等と連携する関係の構築に努めます。

県に寄せられた相談では、少数ではあるものの男性や障がい者、高齢者、外国人などからの相談があり、社会状況の変化に伴い認知されつつある性的少数者などを含む相談者のあらゆる状況に応じて、的確な対応ができるような体制づくりが求められています。

主な取組

■相談窓口の周知

- DVに対する相談窓口の周知を図り、適切に相談が行える体制づくりに努めます。
- 困難な案件については、県相談機関や民間支援団体等につなぎ、適切な支援が受けられるように努めます。

■関係機関との連携

- 県や民間支援団体等における被害者からの相談窓口のほか、警察、児童虐待、高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援、多重債務等の相談窓口間の連携を強化し、被害者を早期発見するための体制を整え、迅速・的確な被害者支援に努めます。

■男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談

- 被害者の性別等に関係なく、相談しやすい環境整備に努めます。
- 障がい者や高齢者からの被害相談については、虐待に該当すると思われる場合はそれぞれの虐待防止法による対応を優先し、その後の被害者支援については関係機関と連携し対応を図ります。

施策の方向2 担当者の資質向上と二次被害の防止

現状と課題

県の相談機関では、社会状況の変化や相談件数の増加に伴い、相談内容が複雑・困難さを増しているものの、町にはあまり相談が寄せられていません。相談経験の不足を補うために、県が実施する初任者向け基礎研修に参加するなど、担当者の資質向上を図ります。

研修の受講に当たっては、技術や知識の取得はもちろんのこと、二次被害の防止に重点を置くとともに、担当者が陥る「バーンアウト（燃え尽き）^{※1}」や「代理受傷^{※2}」の防止についての対策が必要です。

主な取組

■担当者の資質向上

- 窓口で被害者の相談や支援に当たる担当者等には、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、県や他の機関が実施する研修等へ参加させ、幅広い知識や技術等を習得する機会を提供していきます。
- 担当者のバーンアウトや代理受傷などの精神的負担を軽減するため、サポート体制を充実させ心のケアに努めます。

■二次被害防止のための研修

- 二次被害とは、被害者から相談を受けた支援者など、本来は被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、「あなたも悪いのでは」、「我慢が足りない」といった被害者を責めるような言動を取るなど被害者に二次的な被害を与えてしまうことをいいます。県が実施する研修に参加し、二次被害の防止に努めます。

※1 「バーンアウト（燃え尽き）」とは、支援者自身が被害者の状況を変えることができないことで無力感を感じ、それまで熱心に関わってきたことに急に興味をなくすことをいいます。

※2 「代理受傷」とは、被害者から聞く衝撃的な話に、支援者自身が傷つくことをいいます。

目標 3

安全が保障される保護体制づくり

DVにより加害者から避難してきた被害者、被害者に同伴する家族及び被害者を支援する関係者は、加害者から危害を加えられるおそれがあります。警察や各関係機関と連携・協力し、被害者の状況に適した迅速な安全の確保と安心して過ごせる保護環境を整備することは、最優先されるべき事項です。

また、同伴する子どもに対する適切な心のケアや学習機会の提供、さらに男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう相談体制を整備し、被害者や同伴者等の安全が保障される保護体制づくりに努めます。

施策の方向1 通報への迅速・的確な対応

現状と課題

DV防止法では、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることと規定されています。

DVは犯罪であるとの認識が社会に広がり、警察でも、より積極的に事件として取り扱うよう体制が変化してきており、認知件数や加害者に対する措置件数は年々増加傾向にあります。

DVは家庭内や親密な関係性の中で行われ、また、被害者も家庭などの事情や加害者の報復をおそれて相談することをためらう場合があり、外部からの発見が困難です。また、被害者がDVであること自体に気が付いていなかったり、相談先が分からないといったりする場合もあり、被害を受けているにもかかわらず相談に結びついていないケースがあることが想定されます。そのような被害者に対して、DVに関する正しい情報を届けていくための環境づくりが求められます。

暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者には、この問題を正しく理解し、被害者へ適切な情報を提供する役割が期待されており、継続的にDV理解のための啓発を行っていく必要があります。

主な取組

■通報等への対応

- 被害者に対して身体に対する暴力が行われていると警察に通報があった場合は、直ちに現場へ赴き、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護に努めることとなっ

ています。また、被害者の意思を踏まえて、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告が行われます。

- 町では、被害者やその被害の状況等を適切に判断し、県や関係機関の協力を得ながら適切な対応が図られるよう努めます。

■ 通報・発見体制の充実

- 被害者へ適切な情報を提供する役割が期待される医師や看護師などの医療関係者、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの介護関係者、民生委員・児童委員などの福祉関係者などの職務上の関係者に対して、DVに関する正しい知識や、身体への暴力を受けている者を発見した場合の通報について周知していきます。
- 介護関係者や福祉関係者は、医療関係者と同様、被害者を発見しやすい立場にあることから、対応方法や関係機関への引継ぎを円滑に実施できるよう啓発に努めます。

施策の方向2 安全の確保と保護体制の充実

現状と課題

県女性相談センターでは、被害者やその同伴する家族がDVから逃れ、心身の健康の回復を図るとともに、生活基盤を安定させて自立の準備をしていくための支援として、一時保護が行われています。一時保護に当たっては、被害者本人の状況や同伴する家族の有無等を勘案し、女性相談センターだけでなく、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じた適切な一時保護先での保護が必要です。

被害者の多くは、子どもを同伴して一時保護をされる傾向にあります。家庭内でのDVを子どもが目の当たりにしたり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身に大きな影響を与えます。子育ての関係機関と連携して、子どもの心のケアについて十分に配慮していくことが必要です。

加害者からの追及が激しい場合には、被害者を支援する関係者も危険にさらされる場合があります。警察との連携を密にして、情報の共有化を図りながら対応していく必要があります。また、全国では窓口での誤った対応により、被害者の住所が判明する等の事案が発生しており、より一層、制度等の周知徹底を図り、被害者の安全確保に努めていくことが求められます。

被害者の安全確保のためには、一時保護と並んで保護命令制度も有効な手段です。制度の周知とともに、被害者への適切な情報提供・助言が必要です。

主な取組

■一時保護体制の確保

- 男性、性的少数者、外国人、障がい者、高齢者等、被害者本人の状況や同伴する家族の有無等を勘案し、個々のケースに応じて適切な保護が受けられるよう福祉事務所と協力して確保に努めます。
- 支援者など関係者へ危害が及ぶおそれを考慮し、警察との連携を密にして、情報の共有を図り、支援者等への危害防止に努めます。

■被害防止に関する制度の周知徹底

- DVの問題に関する広報啓発にあわせて、保護命令制度についても周知徹底を図り、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、保護命令が発令されることを周知します。
- 被害者保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、医療保険の適切な取扱い等について関係機関に周知徹底していきます。
- 被害者が安心して転居先で子どもと生活できるよう、学校や保育園、幼稚園等においても関係職員が適切に対応していくため、DVに関する正しい知識の普及に努めます。



目標4

実効性のある自立支援体制づくり

被害者が自立して生活しようとする際、被害者は、心的・身体的ダメージからの回復が必要なだけでなく、住所や就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関は多岐にわたります。

各関係機関が被害者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、被害者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。

施策の方向1 被害者の生活再建に向けた支援

現状と課題

被害者の居住の安定を図るため、県営住宅ではDV被害者が優先入居の対象とされています。また、民間アパートへの入居に社会福祉施設の施設長等が保証人となった場合に保険料や損失補償に関して県の一部補助制度があります。

繰り返し受ける暴力の中で精神的・肉体的な疲労が蓄積し、新たな生活に向かっていくエネルギーが失われている被害者も多く、生活再建のための心のケア等も必要です。自立した生活をしていくための地域への橋渡しや裁判所・役場等での手続を行う際に、知識のある支援者が付き添うなどの援助が必要です。

無料法律相談や就業支援等により被害者の経済的自立を促進するとともに、生活保護や母子父子寡婦福祉資金など利用可能な福祉制度について情報提供するなど、自立に向けた支援が必要です。

主な取組

■自立のための支援

- ハイタウンをはじめとする県営住宅への優先入居や、民間アパートへの入居に社会福祉施設の施設長等が保証人となった場合に保険料や損失補償に関する県の一部補助制度があることなどについて情報提供していきます。
- 公共職業安定所や職業訓練施設等において、被害者に配慮した対応がなされるよう連携を強化します。
- 被害者が裁判所や官公署等において手続を行う際に、担当者や民間支援団体の職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行うなど手続が円滑に進むよう支援します。
- ひとり親家庭の子どもの保育園への優先入所やファミリー・サポート・センター事

業等の保育サービス等について情報提供を行います。

施策の方向2 子どもの安全・安心を確保する支援

現状と課題

被害者の自立を支援する上で、被害者である親とともに暴力から避難した子どもたちが、適切な教育や保育を受けるための環境を確保することが重要です。

家庭内でのDVが子どもが目の当たりにしたり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身へ大きく影響を与えます。学校や保育園、幼稚園、子育て支援施設など子どもにかかわる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持ち、DVによって傷ついている子どもを早期に発見し、専門機関による支援につなげていくことが必要です。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、DVが子どもの目の前で行われることは「虐待」に当たると明記されています。DVと児童虐待は相互に密接な関係があるとの認識のもと、相談や一時保護等の段階で子ども相談センター等との相互の連携を図り、対応しています。

加害者の追跡を想定し、教育委員会や学校、保育園、幼稚園等においても、被害者の安全を確保するための体制を整備することが求められます。区域外就学について弾力的に受入れを行うなど、子どもが安心して学校等に通うための支援が必要です。

主な取組

■子どもの心のケア

- 子どもと日常的に接している学校や幼稚園、保育園、子育て支援施設等の関係者が、DVが子どもに与える影響を理解し、子どもが置かれている状況や子ども自身の状態を把握した上で適切な対応が行われるよう働きかけます。また、要保護児童対策地域協議会や県の配偶者暴力相談支援センター、子ども相談センター等専門機関とも連携を図りながら、子どもの心のケアを支援します。

■子どもの就学等への支援

- 区域外就学について弾力的に受入れを行い、被害者からの申出があった場合には、加害者などの問い合わせに応じないなどの安全対策が講じられるよう教育委員会と連携を図ります。

〇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公 布 平成十三年法律第三十一号

最終改正 平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲

げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゅう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効

力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を

達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場

合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚

姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年法律第百十三号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年法律第七十二号）〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年法律第二十八号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

○関係機関連絡先一覧

◆配偶者暴力相談支援センター

DVの防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助を行います。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県女性相談センター	電話相談 平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~12:00 13:00~17:00 面接相談 平日 9:00~17:00	058-274-7377
岐阜地域福祉事務所 福祉課	電話・面接相談 平日 9:00~17:00	058-272-1111

◆警察

ストーカー規制法、DV防止法を適正に運用し、つきまといやストーカー行為、女性に対する暴力等について、行為者への指導警告や取締りを行います。

名 称	受付時間（年末年始を除く）	電話番号
岐阜県警察ストーカー相談 110番	電話相談 平日 9:00~16:00	〔フリーダイヤル〕 0120-794-310
警察安全相談室	電話相談 毎日 24時間	058-272-9110 #9110
北方警察署	〔住所〕 北方町北方 3219-27	058-324-0110

◆民間支援団体

DV防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体。DV被害に関する相談、各種情報提供などを行います。

名 称	受付時間	電話番号
NPO法人 手をつなぐ女たちの会	電話相談 毎週木曜日 12:30~16:00 (祝日・年末年始を除く)	0575-25-1489
NPO法人 あゆみだした女性と子ども の会	電話相談 毎週月・金曜日 13:00~17:00 (祝日・年末年始・お盆を除く)	080-1613-1515

◆子ども相談支援センター

児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所。児童（満18歳に満たない者）及びその家族に関する問題についての相談、児童及びその保護者の指導などを行います。

名 称	受付時間	電話番号
中央子ども相談センター	来所相談 平日 8:30~17:15	058-201-2111

◆子ども家庭支援センター

児童福祉法に基づいて設置されている児童福祉施設。児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行います。

名 称	受付時間	電話番号
子ども家庭支援センター ぎふ「はこぶね」	電話相談 毎日24時間 (0:00~9:00の相談は緊急のみ) 来所相談 要電話予約	058-296-2172

◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方の就業支援や養育費・面会交流などの取り決めの相談、子どもの進学準備や将来のための家計相談等を行っています。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	電話・来所相談 月~土曜日 9:30~16:30	058-268-2569

◆精神保健福祉センター

県内における精神保健福祉活動の中核的機関として県民の精神的健康の保持増進を図るとともに、こころの病の予防から精神障がい者の社会復帰に至るまでの課題について、専門的かつ総合的に対応します。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県精神保健福祉センター	電話相談 平日 10:00~12:00 13:00~16:00	こころのダイヤル119 058-233-0119
	来所相談（要事前予約） 月・水・木・金曜日の午前中 電話相談 平日 9:00~17:00	058-231-9724

◆男女共同参画に関する施設

生き方や家族のこと、男女間のこと、職場・近隣との人間関係などさまざまな悩みを持つ方に解決の糸口を見つけ出すお手伝いをするための相談を行います。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県男女共同参画プラザ	電話相談 月～木曜日、第1・3土曜日 9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日・年末年始・OKBふれあい会館休館日を除く)	058-278-0858

◆各種相談窓口

名 称	相談内容	受付時間	電話番号
女性の人権ホットライン (岐阜地方法務局)	女性をめぐる様々な人権問題についての相談	電話相談 平日 8:30~17:15	[全国共通] 0570-070-810 058-240-5580
犯罪被害者相談室	犯罪の被害による心の悩み相談(恐怖感、不安感など)	電話相談 平日 8:30~17:15	[フリーダイヤル] 0120-870-783 058-277-3783
子ども・家庭電話相談室 (子ども・家庭110番)	いじめ、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題についての相談	電話相談 平日 8:45~21:00 土曜日 8:45~17:00	[フリーダイヤル] 0120-76-1152 058-276-4152
岐阜県青少年SOSセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、人間関係など青少年の悩み全般	電話相談 毎日24時間 (20:00~9:00の相談は緊急のみ)	[フリーダイヤル] 0120-247-505
法テラス岐阜	あらゆる法的な悩みに関する相談	電話相談 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00	[全国共通] 0570-078374



北方町配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画

平成31年3月

北方町役場 福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1-1

☎ 058-323-1119 FAX 058-323-2114